

令和6年度  
都道府県・政令指定都市  
犯罪被害者等施策主管課室長会議

## 犯罪被害者等施策推進会議決定に基づく取組の推進状況

警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギュっとちゃん」

# 「犯罪被害者等施策の一層の推進について」

(令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定)

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、以下の各取組を実施

## 1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、1年以内をめどに、民事損害賠償額も見据えて、**犯罪被害給付制度に関する以下の項目**について検討を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施

- 算定方法見直しによる給付水準の大幅引上げ
- 仮給付制度の運用改善

## 2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、1年以内をめどに、**犯罪被害者等支援弁護士制度の導入**に向けた具体的検討・関係機関等との調整を行って結論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施策を実施

## 3 国における司令塔機能の強化

犯罪被害者等施策の一層の推進のため、国家公安委員会・警察庁において、以下の取組を実施を通じて、**司令塔としての総合的な調整を十分実施**

- 警察庁の体制強化
- 犯罪被害者等施策の進捗状況の点検・検証・評価を行うための**関係府省庁連絡会議の開催**

## 4 地方における途切れない支援の提供体制の強化

警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、1年以内をめどに、ワンストップサービスの実現に向け、以下の項目について（国による人材面・財政面での支援、DXの活用も含め）検討を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施

- 地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化
- 関係機関・団体との連携・協力の一層の充実

## 5 犯罪被害者等のための制度の拡充等

関係府省庁において、**医療・生活・教育・納税の各分野にわたる制度**について、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、**犯罪被害者等に配慮した取扱いを要請、又は犯罪被害者等も利用し得ることを周知**

また、**犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善**については、中央社会保険医療協議会において、令和6年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施

# 国における司令塔機能の強化

## 1. 国家公安委員会への総合調整権限の付与

令和5年10月1日から、国家公安委員会が、犯罪被害者等施策の全体を俯瞰しつつ、施策の推進に関する企画及び立案並びに総合調整を行う（令和5年9月26日閣議決定）

## 2. 犯罪被害者等施策推進課の新設

令和5年10月1日、長官官房に犯罪被害者等施策推進課を新設

## 3. 関係府省庁連絡会議・WGの設置、開催

推進会議決定を受け、施策の点検・検証・評価のため、新たに関係府省庁連絡会議・WGを設置、開催

### 関係府省庁連絡会議

#### 【所掌事務】

- 犯罪被害者等施策の進捗状況の点検・検証・評価
- 犯罪被害者等施策推進に当たっての関係府省庁間の緊密な連携・協力の確保

#### 【組織】

議長：**国家公安委員会委員長**

構成員：関係行政機関の局長級職員

**警察庁**・内閣府・こども家庭庁・総務省・法務省・  
文部科学省・厚生労働省・国土交通省

### ワーキンググループ

議長：**警察庁長官官房審議官**

構成員：関係行政機関の課長級職員

#### 【開催状況】

##### 関係府省庁連絡会議

- 第1回：令和5年7月20日
- 第2回：令和6年1月17日
- 第3回：令和6年5月10日

##### ワーキンググループ

- 第1回：令和5年9月29日
- 第2回：令和5年12月8日

#### 【主な議事】

- ・推進会議決定に基づく取組の進捗状況
- ・第4次基本計画に基づく施策の進捗状況 等

# 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会 取りまとめ（概要）

## 開催状況

### 【検討課題】

民事訴訟における損害賠償額も見据えた給付水準の大幅な引上げ  
（R5.6.6犯罪被害者等施策推進会議決定の1）

### 【議論の経過】

- ・令和5年8月から令和6年4月までの間に計10回開催
- ・関係省庁からの説明聴取、民法・民事訴訟の専門家からのヒアリング
- ・①現行制度の性格を前提とした早期の見直し事項  
②現行制度にとらわれることなく、制度の性格を含めて議論すべき事柄に分けて議論を実施

## 構成員

太田 達也 慶應義塾大学法学部教授  
假谷 実 犯罪被害者遺族  
川崎 友巳 同志社大学法学部教授  
島村 暁代 立教大学法学部教授  
◎滝沢 誠 中央大学大学院法務研究科教授  
正木 靖子 弁護士

※敬称略、五十音順、◎：座長

（事務局） （オブザーバー省庁）  
警察庁 法務省、厚生労働省、国土交通省

## 犯罪被害給付制度の見直しに関する提言

### 早期に解消すべき課題

- ① 若い子ども等の収入がない方が犯罪被害により亡くなった場合の遺族に対する給付額が十分ではない
- ② 残された遺族が精神的ショック等から十分に就労できなくなることなど、犯罪被害者本人の収入途絶以外にも、経済的に大きな打撃を受ける実態があることを踏まえて、給付額の算定を見直すべき

### 提言

現行制度の性格を前提に、以下の3点を早期に実現すべき

- I. 遺族給付金の支給最低額の一律引上げ
- II. 遺族自身に生じる影響を踏まえた遺族給付金の支給額の増額
- III. 休業加算額及び障害給付金の支給最低額の一律引上げ

**提言に基づき、速やかに犯罪被害給付制度の見直しを図り、早期に犯罪被害者等に対する経済的支援を充実させるべき**

## 残された課題

### 算定式の更なる見直しについて

- 犯罪被害の実態を踏まえて、他の公的給付等制度にとられない独自の算定をすべきではないか
- 財源、給付の性質等の観点から、公的給付制度間の均衡を崩してしまうことにならないか

### 「立替払」について

- 国が損害賠償額を立て替えて支払い、加害者に求償すべきではないか
- 加害者に一義的責任がある中で、立て替えとはいえ、国が損害賠償額を支払うことをどう根拠付けるのか

### 損害回復・経済的支援の在り方について

- 犯罪被害からの回復を考えるときには、民事上の損害を基本に考えるべきではないか
- 慰謝料の算定方法などを踏まえると、経済的支援を考える際に、民事上の損害をそのまま参照して良いのか
- 一般の社会保障制度も含めた制度全体の中での位置付けや、国、地方公共団体等による様々な支援施策を全体として考える必要

### 財源について

- 財政的支出を伴う制度である以上、財源の検討は必要不可欠
- 国民負担と給付水準に関する国の在り方の議論に関わる

※ 一般財源のほか、罰金の活用、有罪判決を受けた者に対する課徴金等の賦課、保険料等の徴収等のアイデアも挙げられているが、いずれも課題がある。

### 過去に犯罪被害を受けた方について

- 寄り添い支援や、様々な支援制度を全体として活用していくべき

**加害者の責任履行も含め、損害回復・経済的支援等への取組の在り方については、様々な視点から検討が必要**

## 提言を踏まえた犯罪被害給付制度の見直しの概要

### 見直しポイント① 各給付金の支給最低額の一律引上げ

#### 現行制度の課題①

幼い子ども等の収入がない方が犯罪被害により亡くなった場合の遺族に対する給付額が十分ではない



#### 見直し概要

遺族給付金の支給最低額が他の公的給付等制度における支給最低額と同水準になるよう、遺族給付基礎額の最低額を一律に引上げ  
同様に障害給付基礎額及び休業加算基礎額の最低額も一律に引上げ

【遺族給付基礎額】 現行の最低額 **3,200円** ⇒ **6,400円**に引上げ

【障害給付基礎額】 現行の最低額 **3,600円** ⇒ **5,900円**に引上げ

【休業加算基礎額】 現行の最低額 **2,200円** ⇒ **3,200円**に引上げ

### 見直しポイント② 遺族給付基礎額の算定における加算の新設

#### 現行制度の課題②

残された遺族が精神的ショック等から十分に就労できなくなることなど、犯罪被害者本人の収入途絶以外にも、経済的に大きな打撃を受ける実態があることを踏まえて、給付額の算定を見直すべき



#### 見直し概要

遺族自身に生じる生活上・経済上の負担を緩和するため、収入のみを基礎としていた遺族給付基礎額の算定を見直し、配偶者、子又は父母が受給する場合に、遺族給付基礎額の算定に当たって加算（**4,200円**）を新設



$$\text{遺族給付金} = (\text{通常}の\text{遺族給付基礎額}^{(*)} + \text{4,200円}) \times \text{倍数}$$

(最低額が6,400円に引上げ)      (新設する加算額)  
(見直しポイント①関係)      (見直しポイント②関係)

(※) 犯罪被害者の収入を基礎に算定

⇒ これらの見直しにより、実給付額ベースでの給付水準の大幅な引上げを実現

## 遺族給付金の支給額の見直しに関するモデルケース

### モデルケース1 生計維持関係遺族がない場合

- 犯罪被害者 : 男性（6歳、小学生）
- 遺族 : 父（40歳）、母（36歳）、妹（3歳）
- 受給遺族 : 父母

#### 現 行

$$\text{遺族給付基礎額 (3,200円)}^{(\ast 1)} \times \text{倍数 (1,000倍)}^{(\ast 2)} = 320\text{万円}$$

※1 20歳未満の年齢層の最低額が適用

※2 犯罪被害者に生計を維持されている遺族がいない場合

#### 改 正 案

$$\text{遺族給付基礎額 (6,400円}^{(\ast 3)} + 4,200\text{円}^{(\ast 4)}) \times \text{倍数 (1,000倍)} = \underline{1,060\text{万円}}$$

※3 引上げ後の最低額が適用（見直しポイント①）

※4 遺族給付金を受給する遺族が父母であることから加算（見直しポイント②）

⇒ 制度上最低額となっていた幼い子どもが亡くなった場合（320万円）等についても、1,000万円を超える支給が可能に

### モデルケース2 生計維持関係遺族がある場合

- 犯罪被害者 : 男性（55歳、会社員、年収550万円）<sup>(※1)</sup>
- 遺族 : 妻（52歳）、息子（17歳）<sup>(※2)</sup>
- 受給遺族 : 妻（配偶者）

※1 令和5年賃金構造基本統計調査上、男性の平均的な給与額（きまって支給する現金給与額）が最も高額となる年齢層は55歳以上60歳未満であり、年収換算すると550万6,800円

※2 令和4年国民生活基礎調査上、平均世帯人員は2.25人

#### 現 行

$$\text{遺族給付基礎額 (10,547.943円)} \times \text{倍数 (2,010倍)}^{(\ast 3)} = 2,120\text{万1,365円}$$

※3 犯罪被害者に生計を維持されている遺族が2人の場合

#### 改 正 案

$$\text{遺族給付基礎額 (10,547.943円 + 4,200円}^{(\ast 4)}) \times \text{倍数 (2,010倍)} = \underline{2,964\text{万3,365円}}$$

※4 遺族給付金を受給する遺族が配偶者であることから加算（見直しポイント②）

⇒ 見直しポイント②による加算の新設により、モデルケース1のような事例のみならず、遺族給付金全体の支給額が上昇

# 犯罪被害者等のための制度の拡充等

## 通知発出一覧

|   | 項目   | 標 題                                                                                    | 担当<br>省庁  | 発 出 日         |    | 項目   | 標 題                                                                                  | 担当<br>省庁   | 発 出 日         |
|---|------|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------|----|------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------------|
| 1 | 医療関係 | 犯罪被害による傷病の保険給付の取扱いについて(再周知)                                                            | 厚生<br>労働省 | 令和5年<br>6月30日 | 7  | 生活関係 | 犯罪被害者等施策推進会議決定を踏<br>まえた児童扶養手当の周知について                                                 | こども<br>家庭庁 | 令和5年<br>6月27日 |
| 2 |      | 健康保険及び船員保険における犯<br>罪被害者等に係る一部負担金等の<br>徴収猶予及び減免の取扱いについ<br>て                             | 厚生<br>労働省 | 令和6年<br>6月3日  | 8  |      | 「犯罪被害者等施策の一層の推進に<br>ついて」の決定に伴う特別児童扶養<br>手当、障害児福祉手当、特別障害者<br>手当、自立支援給付の周知について<br>(通知) | 厚生<br>労働省  | 令和5年<br>7月7日  |
| 3 |      | 犯罪等の被害を受けた被保険者等<br>に係る国民健康保険及び後期高齢<br>者医療制度における保険料(税)並<br>びに一部負担金の減免又は徴収猶<br>予の取扱いについて | 厚生<br>労働省 | 令和5年<br>6月30日 | 9  |      | 犯罪被害者等の保護・支援に係る雇<br>用保険制度における適切な対応につ<br>いて                                           | 厚生<br>労働省  | 令和5年<br>6月30日 |
| 4 | 生活関係 | 犯罪被害者等給付金の支給等によ<br>る犯罪被害者等の支援に関する法<br>律に基づく犯罪被害者等給付金の<br>生活保護制度上の取扱いについて<br>(通知)       | 厚生<br>労働省 | 令和5年<br>6月30日 | 10 |      | 犯罪等の被害を受けた被保険者等<br>に係る介護保険制度における保険料<br>の減免及び徴収猶予並びに利用者負<br>担額の減免の取り扱いについて            | 厚生<br>労働省  | 令和5年<br>6月30日 |
| 5 |      | 犯罪被害者等の公営住宅への入居<br>について                                                                | 国土<br>交通省 | 令和5年<br>3月24日 | 11 | 教育関係 | 第16回犯罪被害者等施策推進会議<br>の決定を踏まえた各種修学支援施策<br>の周知について(通知)                                  | 文部<br>科学省  | 令和5年<br>6月15日 |
| 6 |      | 「犯罪被害者等施策の一層の推進<br>について」の決定に伴う国民年金<br>制度における申請免除等や障害年<br>金、遺族年金等の周知等について               | 厚生<br>労働省 | 令和5年<br>6月30日 | 12 | 納税関係 | 犯罪被害者等の保護・支援に係る適<br>切な対応について(指示)                                                     | 国税庁        | 令和5年<br>6月7日  |
|   |      |                                                                                        |           |               | 13 |      | 犯罪被害者等の保護・支援に係る地<br>方税における適切な対応について                                                  | 総務省        | 令和5年<br>6月14日 |



心をつつむ やさしい支援 とぎれなく

※令和5年度犯罪被害者等支援に関する標語

犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギュっとちゃん」



警察庁(犯罪被害者等施策HP)

<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html>